

令和6年度

計算書類(決算)

学校法人 志紀学園

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

学校法人 志紀学園
理事会 御中

公認会計士 川東和彦 事務所
大阪府大阪市

公認会計士 川東 和彦 印

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付け大阪府教育長公告第1号に基づき、学校法人志紀学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人志紀学園の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年6月3日付け大阪府教育長公告第1号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適

正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

資金収支計算書

令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月 31日まで

（単位：円）

収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入	34,500,000	34,600,200	△ 100,200
手数料収入	3,250,000	3,325,000	△ 75,000
寄付金収入	0	0	0
補助金収入	373,418,000	373,932,951	△ 514,951
資産売却収入	0	0	0
付随事業収入	11,000,000	11,267,300	△ 267,300
受取利息・配当金収入	550,000	565,570	△ 15,570
雑収入	16,437,460	16,507,115	△ 69,655
その他の収入	103,063,991	103,127,753	△ 63,762
資金収入調整勘定	△ 38,000,000	△ 38,279,521	279,521
前年度繰越支払資金	600,514,447	600,514,447	
収入の部合計	1,104,733,898	1,105,560,815	△ 826,917

支出の部			
科目	予算	決算	差異
人件費支出	275,500,000	274,741,748	758,252
教育研究経費支出	49,400,000	48,458,916	941,084
管理経費支出	31,860,000	29,816,225	2,043,775
施設関係支出	2,022,300	2,022,300	0
設備関係支出	559,000	559,000	0
その他の支出	63,931,928	63,454,475	477,453
資金支出調整勘定	△ 1,500,000	△ 1,701,488	201,488
翌年度繰越支払資金	682,960,670	688,209,639	△ 5,248,969
支出の部合計	1,104,733,898	1,105,560,815	△ 826,917

事業活動収支計算書

令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月 31日まで

（単位：円）

事業活動収入の部				
科目	予算	決算	差異	
学生生徒等納付金	34,500,000	34,600,200	△ 100,200	
手数料	3,250,000	3,325,000	△ 75,000	
経常費等補助金	373,418,000	373,932,951	△ 514,951	
付随事業収入	11,000,000	11,267,300	△ 267,300	
雑収入	16,437,460	16,507,115	△ 69,655	
教育活動収入計	438,605,460	439,632,566	△ 1,027,106	
事業活動支出の部				
科目	予算	決算	差異	
人件費	275,500,000	274,741,748	758,252	
教育研究経費	61,400,000	60,063,647	1,336,353	
管理経費	35,860,000	32,870,772	2,989,228	
教育活動支出計	372,760,000	367,676,167	5,083,833	
教育活動収支差額	65,845,460	71,956,399	△ 6,110,939	
教育活動外収入の部				
科目	予算	決算	差異	
受取利息・配当金	550,000	565,570	△ 15,570	
教育活動外収入計	550,000	565,570	△ 15,570	
教育活動外収支差額	550,000	565,570	△ 15,570	
経常収支差額	66,395,460	72,521,969	△ 6,126,509	
基本金組入前当年度収支差額	66,395,460	72,521,969	△ 6,126,509	
基本金組入額合計	△ 2,581,300	△ 2,581,300	0	
当年度収支差額	63,814,160	69,940,669	△ 6,126,509	
前年度繰越収支差額	423,597,411	423,597,411	0	
翌年度繰越収支差額	487,411,571	493,538,080	△ 6,126,509	
（参考）				
事業活動収入計	439,155,460	440,198,136	△ 1,042,676	
事業活動支出計	372,760,000	367,676,167	5,083,833	

第七号様式（第35条関係）

貸借対照表

令和 7年 3月 31日

(単位:円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	347,865,172	359,943,150	△ 12,077,978
有形固定資産	346,814,872	358,892,850	△ 12,077,978
土地	76,485,018	76,485,018	0
建物	237,917,354	245,211,362	△ 7,294,008
構築物	7,588,528	8,618,414	△ 1,029,886
教育研究用機器備品	6,907,119	7,606,656	△ 699,537
管理用機器備品	1,626,749	2,093,252	△ 466,503
図書	3,493,521	3,493,521	0
車両	12,796,583	15,384,627	△ 2,588,044
その他の固定資産	1,050,300	1,050,300	0
電話加入権	50,300	50,300	0
出資金	1,000,000	1,000,000	0
流動資産	726,489,160	646,078,438	80,410,722
現金預金	688,209,639	600,514,447	87,695,192
未収入金	38,279,521	45,563,991	△ 7,284,470
資産の部合計	1,074,354,332	1,006,021,588	68,332,744
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動負債	7,802,140	11,991,365	△ 4,189,225
未払金	1,701,488	7,931,928	△ 6,230,440
預り金	6,100,652	4,059,437	2,041,215
負債の部合計	7,802,140	11,991,365	△ 4,189,225
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	573,014,112	570,432,812	2,581,300
第1号基本金	547,014,112	544,432,812	2,581,300
第4号基本金	26,000,000	26,000,000	0
繰越収支差額	493,538,080	423,597,411	69,940,669
翌年度繰越収支差額	493,538,080	423,597,411	69,940,669
純資産の部合計	1,066,552,192	994,030,223	72,521,969
負債及び純資産の部合計	1,074,354,332	1,006,021,588	68,332,744

注記

1 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金 学校法人会計基準第38条の規定により徴収不能引当金は計上していません。

退職給付引当金は、期末要支給額 82,003,571円が、公益財団法人 大阪府私学総連合会 退職資金事業よりの交付金と同額である

ため、計上していません。

2 重要な会計方針等の変更

該当はありません。

3 減価償却額の累計額の合計額

200,199,240円

4 徴収不能引当金の合計額

該当はありません。

5 担保に供されている資産の種類及び額

該当はありません。

6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0円

7 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8 その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当はありません。